

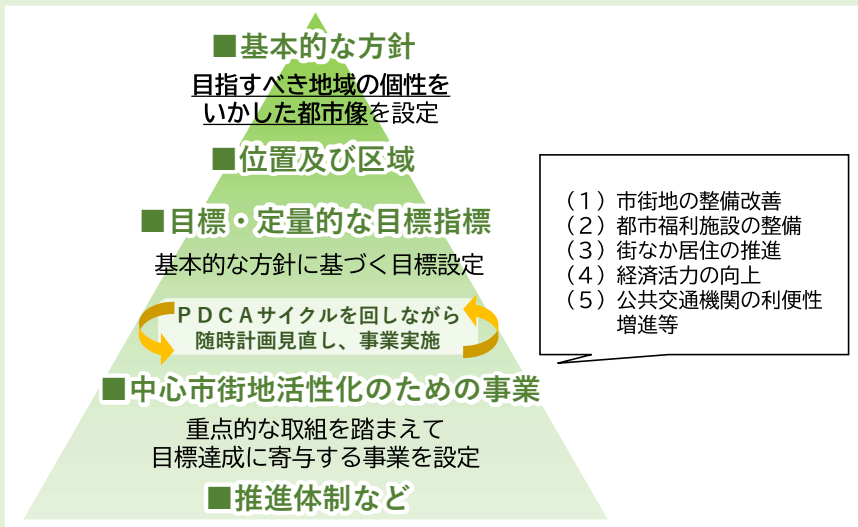
中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定について

- 「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)に基づき、「まちの顔」である中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進。
- 市町村が、基本的な方針に基づき、地域の多様な主体と連携して、地域の個性をいかした都市像を踏まえた基本計画を作成。内閣総理大臣による認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して、重点的に支援。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（令和8年3月31日 閣議決定(一部変更)）

- ✓ 計画期間は概ね5年以内を目安とする等
- ✓ 目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえた基本方針の設定
- ✓ 進捗状況の把握とPDCAサイクルの実施
- ✓ 中心市街地活性化促進プログラムに基づく重点的な取組について積極的に支援 など

市町村による中心市街地活性化基本計画の作成



申請

認定

内閣総理大臣による計画認定(内閣府)

関係府省庁によるハード・ソフトの支援措置

暮らし・にぎわい再生事業 (国土交通省)

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援



<出島メッセ長崎(長崎市)>

大規模小売店舗立地法の特例 (経済産業省)

新設又は変更の届出、説明会の開催、住民等の意見聴取、都道府県等の意見
手続などを適用除外



<プレミアムアウトレット 256(山形市)>

中心市街地活性化ソフト事業 中心市街地再活性化特別対策事業 (総務省)

中心市街地再活性化のために行うハード・ソフト事業を支援



<川西市藤ノ木さんかく広場デザイン舗装事業(左)>
<大垣市中心市街地リノベーション事業(右)>

地域未来交付金 (内閣官房・内閣府)

申請可能事業数の上限を2件を超える申請が可能+採択において一定の考慮



<道後温泉活性化事業(松山市)>

支援



中心市街地活性化協議会

商工会議所、商工会、まちづくり会社、
地域住民、大学、金融機関、
民間事業者、公共交通機関、
地域メディア、市町村 など

地域の多様な
主体の参画

※定期フォローアップを実施し、目標の達成が難しい場合には、事業の追加・変更等の見直しを行う。